

# 足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

## 第4版

令和2年11月19日

足立区新型コロナウイルス対策本部

(令和2年11月20日 一部修正)

国から徹底した感染防止対策を前提にイベントの開催制限を緩和する旨の通知があったことに伴い、12月1日（火）から令和3年2月28日（日）までの間について次のとおり感染症拡大防止ガイドラインをまとめた。

各イベント主催者及び施設管理者は本基準を参考とし、当該イベント・施設の状況に応じて追加策を講じること。

なお、本ガイドラインは東京都『事業所向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を基本として作成した。

## 1 施設利用及びイベント等の開催制限について

### (1) イベント開催制限について

現状（～11月30日）

	屋内		屋外	その他
	大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合（※1）	大声での歓声、声援等が想定される場合等（※2）		
収容率	100%以内	50%以内	—	—
人数上限	収容人数100%	収容人数50%以内	—	—
	収容人数の定めのない施設は使用条件を徹底			
足立区新型コロナウイルス対策本部への報告	参加者100人以上		参加者200人以上	地域イベントで、参加者を特定できない場合
使用条件（原則）	手指消毒、検温、客はマスク着用、換気		手指消毒、検温、客はマスク着用	—
名簿作成	作成（1か月保存） ※ 観客を除く		作成（1か月保存） ※ 観客を除く	—

- ※1 地域説明会・相談会等  
クラシック音楽・歌劇・合唱・吹奏楽等のコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、演芸、講演会、展示会、商談会等
- ※2 ロックコンサート、ポップコンサート、スポーツイベント、キャラクター、ショー等の公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント
- ※3 保育園、学校等の行事については、別途慎重に対応
- ※4 飲食を伴う会合、イベントについては自粛

★ 会議の開催時においても感染拡大防止策に取り組むこと



今後（12月1日から令和3年2月28日まで）

	屋内		屋外	その他
	大声での歓声、 声援等がない ことを前提と しうる場合 （※1）	大声での歓声、 声援等が想定 される場合等 （※2）		
収容率	100%以内	50%以内	—	—
人数上限	収容人数 100%	収容人数 50%以内	—	—
	収容人数の定めのない施設は 使用条件を徹底			
足立区新型 コロナウイ ルス対策本 部への報告	100人以上でかつ ① 収容人数の50%を超える 場合 ② 人と人との間隔が1メートル 以上とれない場合（収容人数 の定めのない施設）		参加者 200人以上	地域イベントで、 祭りや屋外での音 楽祭については人 と人との距離を十 分確保し、大声を 出さず、感染防止 策をとれば開催可 能とする。
使用条件 （原則）	手指消毒、検温、 客はマスク着用、換気		手指消毒、検温、 客はマスク着用	—
名簿作成	作成（1か月保存） ※ 観客を除く		作成（1か月保存） ※ 観客を除く	—

※1 地域説明会・相談会等

クラシック音楽・歌劇・合唱・吹奏楽等のコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、  
演芸、講演会、展示会、商談会等

※2 ロックコンサート、ポップコンサート、スポーツイベント、キャラクター、  
ショー等の公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント

※3 イベント開催時に必要な感染防止策及び飲食を伴うイベントについては、別紙  
（7ページ）を参照

※4 保育園、学校等の行事については、別途慎重に対応

★ 会議の開催時においても感染拡大防止策に取り組むこと

## （2）施設利用者の名簿管理

ア 施設管理者は施設入場時に名簿を必ず準備し、施設利用者に記入を求めること

イ 利用団体代表者は利用者名簿を作成し、1か月程度保管すること

## 2 利用者向け対策

### (1) 入場時等における対策

- ・ 施設入口に「発熱のある方、体調不良の方は入場をご遠慮ください」という趣旨の張り紙を掲出する【足立区独自】
- ・ 入場者の列は間隔（できるだけ2m）を空ける。このための職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を避ける
- ・ 可能な限り、入口・出口を分けるようにする
- ・ 入場者にマスク着用の徹底などの周知を図る
  - ※ マスク着用の張り紙を掲出する
  - ※ マスクを所持していない場合は配布する【足立区独自】
- ・ 発熱が疑われる利用者に対しては、非接触式体温計を用いて体温を測定し、発熱が認められる場合は入場を制限する
- ・ 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒の徹底を図る
  - ※ 施設入場時に手指消毒の実施を促す張り紙を掲出すること【足立区独自】
- ・ エレベーター内では、他の利用者とのソーシャル・ディスタンスを保ち、会話は控える
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設で歓声や声援を伴うものについては、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）

### (2) 施設内における対策

- ・ 30分に5分、もしくは1時間に5～10分適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】
- ・ 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔には配慮する
- ・ 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする
- ・ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行う
- ・ 喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

### 3 主催者（従業員）向け対策

#### （1）職員の体調管理

- ・ 職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・ 職員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・ 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

#### （2）営業中における対策

- ・ 職員にこまめに石鹸で手洗いを行うよう指導する
- ・ 職員が、こまめに手洗いができない状況である場合は、適宜手指消毒を行うよう指導する
- ・ 手指消毒は市販のアルコール消毒液を原則とする【足立区独自】  
※ 市販のアルコール消毒液の入手が困難な場合は、危機管理部が備蓄している高濃度アルコールを供出する【足立区独自】
- ・ 職員に勤務中のマスク着用を促す
- ・ 適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】

#### （3）更衣室・休憩時等における対策

- ・ 更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・ 特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う
- ・ 職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ・ 職員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

### 4 施設環境整備

#### （1）レジ・窓口等における対策

- ・ レジや窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・ レジ前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・ チケットレス、キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

#### （2）トイレにおける対策

- ・ 適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータ

オルを設置する

- ・ 個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

### **(3) ごみの廃棄における対策**

- ・ 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ・ ごみを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

## **5 消毒・清掃について**

- ・ 不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液による消毒を原則とする
- ・ 消毒液を雑巾、ペーパータオル等に含ませ拭き取る【足立区独自】
- ・ 使用した雑巾は再利用、ペーパータオルは通常のゴミと同様に廃棄する【足立区独自】
- ・ 消毒は次の機会に実施する【足立区独自】
  - ア 共用スペースは施設開館前、閉館後のほか、日に数回実施する
  - イ 会議室等貸出スペースについては、貸出終了ごと、利用者の入替ごとに実施

## **6 各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例**

主な取組みは、東京都『事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を参照のこと

## ▽イベント開催時等の必要な感染防止策

(令和2年11月12日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡  
別紙1より抜粋)

⑨飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・ 過度な飲酒の自粛</li> <li>・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）</li> </ul>
--------	--

## ▽「飲食を伴うものの発声がないもの」における感染防止策

(令和2年11月12日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡  
別紙2より抜粋)

## ○具体的な条件（感染防止策）

①食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること</li> <li>・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること</li> <li>・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること</li> <li>・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る</li> </ul>
②会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止</li> <li>・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底</li> </ul>
③十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること （野外的場合は確認を要しない）</li> </ul>
④連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※ アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li> </ul>
⑤食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること</li> </ul>